６出願

a 出願資格（大学入学資格）

（1） 日本の高等学校又は中等教育学校を卒業した者、および平成 31 年 3 月卒業見込みの者。

（2） 日本の高等専門学校の 3 年次を修了した者、および平成 31 年 3 月卒業見込みの者。

（3） 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、および平成 31 年 3 月修了見込みの者。

（4） 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および平成 31 年 3 月 31 日までに以下の①～⑤のいずれかに該当する見込みの者。

① 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、および平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

② 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、および平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。

③ 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。

④ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者、および平成 31 年 3 月 31 日までに合格見込みの者。

⑤ 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成 31 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者。

※上記、出願資格（大学入学資格）に加え、各入試の出願資格は該当するページに掲載してありますのでご確認ください。

※日本の高等学校又は中等教育学校を卒業した資格以外の出願資格で受験する場合は、資格を証明する書類等のコピーの添付が必要となります。

※上記(3)と(4)の出願資格で受験する者、あるいは、出願資格･志願票の書き方についてご不明な点がある受験者は本学までお問い合わせください。

b 帰国子女入試出願資格（ＡＯ入試・一般入試において実施）

海外に 2 年以上継続して在住し、該当国公認の学校で教育を受け、帰国後 5 年以内の者で、日本語の授業に対応できる者。（平成 31 年 4 月 1 日現在）

c 社会人入試出願資格（ＡＯ入試・一般入試において実施）

高等学校卒業後 5 年以上を経過した者、又はそれに準ずる者。（平成 31 年 4 月 1 日現在）

※帰国子女入試・社会人入試出願の場合は、事前に本学までご連絡ください。